

新潟市健康経営認定制度 Q & A

Q 1 健康経営とは何か。

事業所等が従業員の健康管理を経営課題の一つとして捉え、健康づくりに取り組むことです。従業員の健康に配慮することによって、**経営面においても大きな成果が期待できる**経営手法です。

<取組事例>

健診受診、運動の推進、禁煙対策、メンタルヘルス対策、生活習慣病対策など

Q 2 新潟市健康経営認定制度の特徴は。

【その1】応募単位

事業所単位でも企業・団体単位でも応募可能です。

例えば、市外に本社があった場合でも、市内に事業所がある場合は、事業所として応募できます。

なお、市内に複数の事業所があり、企業・団体全体で健康経営に取り組んでいる場合は、企業・団体として応募してください。

また、応募や認定に経費はかかりません。

【その2】認定区分

事業所における健康経営に関する取組について、「経営者の理解と関与」、「健康経営の推進」、「取組の評価」の観点から、3つの区分で認定します。

ブロンズクラス	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
シルバークラス	ブロンズクラスの要件を満たし、更に健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
ゴールドクラス	シルバークラスの要件を満たし、更に健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組に繋げているもの

【その3】認定のメリット

本制度をきっかけに、健康経営の推進に向けた取組を進めていただくため、支援メニューを設けています。詳細はQ 6をご参照ください。

Q 3 認定基準において、事業所の人数が50人以上と50人未満では異なっている理由は。

労働安全衛生法等の規定により、「労働者を常時50人以上使用している事業場（企業全体ではなく、支店・営業所等、物理的・組織的にひとまとまりのところ）」は、産業医や衛生管理者の選任、衛生委員会の開催が義務付けられ、管理体制が整備されています。このことから、50人未満の事業場とは管理体制が異なっているものとして、認定基準に違いを設けています。

Q 4 認定に向けた手続きは。

記入した応募用紙と添付書類を合わせて、新潟市保健所健康増進課まで「郵送」「持参」「メール」でご提出ください。（令和3年度より応募用紙への押印は不要となりました）

応募用紙受付後、必要に応じて電話や直接訪問などによるヒアリングをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

Q 5 認定事業所、認定外事業所の公表方法は。

ブロンズクラスからゴールドクラスの認定区分、事業所名等を市ホームページなどで紹介します。なお、認定外となった事業所名は公表しません。

Q 6 認定のメリットは。

- 新潟市健康経営認定ロゴマークをホームページ、広報、名刺等で使用できます。
- 市ホームページ等を通じて、認定事業所を紹介します。
- 認定事業所の中から特に優秀な事業所を表彰（※）します。
- 新潟市より、健康づくりに関する情報を提供します。
- 従業員の健康づくりに関するセミナーに参加できます。
- 体組成計等の健康関連機器の貸し出しを利用できます。
- 新潟市の各所属が実施するプロポーザル方式による業者選定を行う際の優遇の対象となります。
- 新潟市建設工事入札参加資格審査申請の格付において、総合評点の主観点加点の対象となります。
- ハローワーク等の求人情報に「新潟市健康経営認定事業所」である旨を掲載できます。
- 新潟市の物品等調達における優遇の対象となります。
- 普及啓発グッズが贈呈される。

（※）健康経営の取組を支援している専門的な事業所や経済産業省の健康経営優良法人（大規模優良法人部門：通称ホワイト500）に現在認定されている事業所は、表彰の対象外とします。

Q 7 認定期間は応募の翌年度の4月1日からとなっているが、それ以前に採用パンフレット等に「新潟市健康経営認定事業所」と記載して良いか。

本制度の認定通知は、応募年度の12月に予定していますが、その通知後であれば、採用パンフレット等に「新潟市健康経営認定事業所」と記載して構いません。その際、認定期間も合わせて記載してください。

Q 8 認定期間中の再応募は。

本制度の認定期間は3年間としていますが、認定期間中に認定区分のクラスアップを目指し、応募していただくことは可能です。

Q 9 認定の更新手続きは。

認定期間が満了する年度に、再度応募して審査を受けることで継続することができます。なお、この認定の更新は、取組を継続し、段階的にクラスアップしていただきたいという趣旨から、新規の応募と同様の手続きを想定しています。

Q 10 認定の取消は。

応募内容に虚偽がある場合又は応募内容と実際の実績内容に著しく隔たりがあると判断される場合や、認定期間中に重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合などは、認定を取り消す場合があります。

Q 11 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」との関係は。

新潟市健康経営認定制度におけるブロンズクラス及びシルバークラスを取得した事業所は、更なるステップアップの取組として、ゴールドクラスへの挑戦や、経済産業省が実施する「健康経営優良法人認定制度」へのチャレンジをお勧めしています。それぞれの制度の特徴を踏まえ、積極的にご活用ください。

Q 12 全国健康保険協会（協会けんぽ）新潟支部の「にいがた健康経営宣言」事業との関係は。

「にいがた健康経営宣言」エントリーシートを協会けんぽへ提出すると、協会けんぽから「健康経営宣言書」が届きます。新潟市健康経営認定制度の応募において「健康経営宣言書」の写しを添付していただくと、ブロンズクラス以上に認定されます。

協会けんぽに加入されている事業所の方は、積極的にご活用ください。

Q 1 3 新潟県の「にいがた健康経営推進企業登録事業」との関係は。

新潟県では、令和元年度から「元気いきいき健康企業」及び「グッド！スポーツカンパニー」を統合し「にいがた健康経営推進企業登録事業」としてリニューアルしました。

また、令和4年度より「にいがた健康経営推進企業」の中から「にいがた健康経営推進企業マスター」の制度が新設されています。

新潟県の登録事業でも様々な登録メリットがありますので、登録をご検討ください。

Q 1 4 この応募用紙の内容で事業所の健康経営の状況が判断できるのか。

この応募用紙を活用し、自らの事業所の健康経営の取組を可視化することにより、取組状況を客観的に把握することにつながるものと考えています。

経営に関する指標については、取組後すぐに反映されるものではないことから、現時点では、この応募用紙において、財務状況に関する定量的な指標を含めていません。

※「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。